## 京都市公立学校における外国人教育の概念の検討

---1970年代の市民運動と外国人教育方針の内容分析を通して---

磯 田 三津子 埼玉大学教育学部学校教育臨床講座

キーワード:外国人教育、外国人教育方針、京都市立小学校、在日コリアン

#### 1. はじめに

1970年に大阪市教育委員会が「外国人教育」(昭和45年度学校教育指針)を明らかにしたのを出発点として、神戸市、京都市、川崎市をはじめこれまでいくつもの自治体が外国人教育方針を策定してきた(鄭、金、藤井、朴、仲原、1995年)。外国人教育方針は、公立学校において外国にルーツのある子どもたちのコミュニティづくりや、彼ら自身の文化や歴史について学ぶ機会を教育課程に取り入れる際に重要な役割を果たしてきた。外国人教育方針が策定された自治体の公立小・中・高等学校において、外国人の子どもの文化や歴史を取り入れた授業やクラブ活動等を行う際、この方針は重要な拠り所である1)。

京都市は、公立学校において外国人教育方針にしたがって、外国にルーツのある子どもをめぐる様々な問題を解決するための教育を行っている自治体のひとつである。京都市では、1981年に「外国人教育の基本方針(試案)」(以下、「試案」と称す)を策定した。「試案」を契機に、市内の小学校では、外国人教育に関する実践・研究が開始されることになった<sup>2)</sup>。1992年には、京都市教育委員会が「京都市立学校外国人教育方針一主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について」(以下、「外国人教育方針」と称す)を明らかにした。京都市には、外国人教育の研究・実践を進める小学校教員たちで組織されている京都市小学校外国人教育研究会(以下、外教研と称す)がある。外教研は、「試案」が提出された1981年に発足し、「外国人教育方針」にしたがって今日も研究集会等を通して実践・研究を展開させている<sup>3)</sup>。

このように、外国人教育は、いくつかの自治体で実践・研究が進められてきた。ところが、外国人教育とは何かその概念について共通した考え方は明らかにされてこなかった。方は、外国人教育について、外国人に対する偏見や差別によって本名を名乗りにくいなどの民族的自覚や誇りを疎外されている状況、そして日本の文化や日本語理解が不十分であることによって外国にルーツのある子どもたちに生ずる問題に取り組むための教育であると述べている(方、2012年、p.229)。一方、大阪市は、公立学校で在日コリアンの子どもたちが民族的アイデンティティをはぐくむ教育が困難な状況から、特に、在日コリアンの子どもに対して民族クラブを通して民族的自覚をはぐくむ教育を行ってきた⁴。しかし、大阪市の「在日外国人教育基本方針」の中では、在日コリアンを対象とする教育として限定しているわけではなく、すべての子どもたちが国際理解を深めることをめざす教育であることも明記している⁵)。このように、外国人教育は、在日コリアンの子どもに対する差別や偏見の排除を目指して実践されてきたが、対象とする範囲は広く、誰を対象にどのような教育実践を展開するのかその概念について整理されてはいない。

以上の課題意識に基づいて、本論では、1981年の「試案」策定以来、外国人教育を行ってきた

京都市を対象にその概念を明らかにする。以上の目的を明らかにするために、第一に、「試案」策定のきっかけとなった1970年代の京都市における在日コリアンの差別に対する運動と当時の在日コリアンの子どもたちの状況について整理する。第二に、京都市の「試案」(1981年)の分析を行う。第三に、「外国人教育方針」(1992年)を分析し、外国人教育の概念について明らかにする。

## 2. 「外国人教育の基本方針(試案)」(1981年)策定に向けて

―1970年代における韓国学園建設・移転をめぐる市民運動を通して

1981年の「試案」策定は、1970年代に京都市で展開された在日コリアンへの差別反対運動によって導かれた。本章では、外国人教育の概念を明らかにするための一つの手がかりとして、「試案」策定に大きく影響した京都韓国学園(現・京都国際学園、以下、韓国学園と称す)に焦点を当て、「試案」の目的との関連性から考察する。

韓国学園を支援する市民運動団体は、教育委員会との交渉を通して、1978年に京都市教育委員会に外国人教育研究推進委員会を設置した。「試案」は、1981年、外国人教育研究推進委員会によって策定された京都市ではじめての外国人教育方針である。「試案」策定に至る1945年から1970年代までの在日コリアンの子どもたちの学校教育の状況については松下の先行研究がある(松下、2004年、pp.115-136)。公立学校の教員が在日コリアンの生徒の支援に意図的な取り組みを開始したのは1970年代後半からであり、その必要性は西日本を中心に運動を通して主張されるようになった(松下、2004年、p.115、松下、2007年、pp.46-49)。本章では、「試案」策定が市民運動の成果であるという松下(2007)の先行研究に依拠し、京都市で1970年代に展開された韓国学園をめぐる市民運動を中心に考察する。

韓国学園は、京都市在住の有志によって1947年に結成された京都朝鮮人教育会(後に大韓民国京都教育会と改称)を母体として設立された(高、2004年、p.18)。2003年には、京都府知事許可を受け京都国際学園に名称を変更し、2004年からは、一条校として中学校、高等学校の教育を行っている私立学校である<sup>6)</sup>。1960年、韓国学園は、韓国政府から模範学校建設指定を受けたことにより、新校舎の建設が必要となった。1984年に現在の所在地に校舎が完成したが、それに至るまで、移転を試みた先々で地域住民は様々な方法で韓国学園の建設・移転を拒んできた。このような状況の中で、建設・移転を反対する地域住民に対して、韓国学園建設・移転を支持するいくつかの運動団体も同時に組織されることになった。その代表が、「京都在日外国人の民族教育を守る会」、「京都韓国学園建設促進連絡会議」(以下、「連絡会議」と称す)、「在日韓国・朝鮮人児童生徒の教育を考える会」である。

「連絡会議」のメンバーであった小林牧子は、韓国学園の建設・移転反対の背景には、地域住民の在日コリアンに対する偏見が根底にあると指摘している。その顕著なエピソードとして、小林は、韓国学園建設予定地の近くの学校に勤務していた日本人教師が「韓国学園が来れば、生徒部長のなり手がなくなる」とか、「韓国学園の生徒との間にトラブルが起こる」と当然のように語ったことを報告した(小林、1975年、p.202)。これらの言葉からは、在日コリアンが暴力的、攻撃的であり、日本人の子どもに悪影響を及ぼす存在であるという偏見を読み取ることができる。他方で、在日コリアンの青年は、住民の反対運動の様子を見て、「教育の対象は生身の人間だというのに、しかも子どもだというのに」と言い、在日コリアンの子どもたちが学ぶ機会を偏見によって阻害されている状況を批判した(小林、1975年、p.203)。

そして、この運動は、単に韓国学園建設・移転にとどまらず、在日コリアンの子どもたちの教育の課題についても明らかにすることになった。小笠原によると、1975年に発足した「在日韓国・朝鮮人児童の教育を考える会」は、在日コリアンの子どもが学校で抱えている問題をテーマに研修会、講演会、シンポジウムなどを行った。その中で、在日コリアンが多数在籍する学校が抱える問題についての報告や、在日コリアンの子どもに対する教師たちの取り組みについて意見が交わされるようになったのである<sup>7)</sup>。

当時の公立学校は、日本の学校であるので、日本人を対象とした教育を行っていることを主張し、必要であれば在日コリアンも公立学校に受け入れるという姿勢であった。このことからわかるように、在日コリアンに対する差別や偏見が存在しながらも、それらの課題に対応する施策は公立学校には存在していていなかった。そういった在日コリアンをめぐる対応への不備の状況が市民運動を通して明らかとなり、1977年に「連絡会議」は、京都市に公開質問状を提出した。その後、京都市教育委員会とのやり取りの中で、「連絡会議」は、本名を呼び、本名を名乗ることのできる学校づくりや、在日コリアンが多数在籍する学校における外国人担当の教師を配置することを要求した8)。その成果として、1978年に京都市教育委員会の中に外国人教育研究推進委員会が設置され、「試案」作成の準備を開始したのである。

韓国学園建設・移転を支持する運動団体の活動を通して、在日コリアンの子どもたちの公立学校における問題は教育委員会においても共有されるようになった。運動団体のなかでも「連絡会議」は、教育委員会と交渉し、公立学校で外国人教育を実施するため重要な拠り所となる「試案」の作成に導いたのである。

## 3. 1960年代から1970年代にかけての在日コリアンの子どもたち

韓国学園をめぐる在日コリアン差別反対運動が、「試案」策定に至る重要なきっかけをつくったことは前章で論じた通りである。それでは、当時の在日コリアンの子どもたちはどうであったのかその実際について考察する。

京都市南区には、東九条という在日コリアン集住地域がある<sup>9)</sup>。1970年代、東九条は、バラックが立ち並ぶ、低所得の在日コリアンや日本人が密集して暮らす地域であった(崔、1987年、pp.15-17)。東九条地域では、1960年代から1970年代にかけていくつもの火災が起こったという。バラック、密集したアパート、道幅の狭さ、廃品などが置かれたこの地域は、火災が発生すればすぐに火がまわり、多くの人々が被災した(崔、1987年、p.21)。

1976年4月19日に発生した東九条の大火災をきっかけに、東九条地域の青年やその地域の問題に関心のある若者が「東九条青年会」というグループを組織し、市の行政に対して地域改善に向けた運動を展開した(東九条地域生活と人権を守る会、1982年、pp.3-10)。「東九条青年会」の前身は「前進会」と呼ばれる地域の青年で組織されたグループである。「前進会」は、1970年代に機関誌『九条思潮』を発行しており、メンバーそれぞれが子どものころを振り返った作文を綴っている。その作文の中には、東九条地域の子どもたちがどのような状況に置かれていたのかを知る手がかりとなる以下のような作文がある<sup>10)</sup>。

子どものころぼくは、家が貧しいのでオモチャもなく、河原や公園でばかり遊んでいたことを 覚えています。ぼくも新聞配達をしたりいろいろなアルバイトをやりました。(中略) ぼくも 12歳ごろからだんだんぐれだしました。(中略)やがて中学に入学し、その入学式に先生とケンカをするくらい悪くなりその後も何度かケンカをしました。よくケンカはやったけれども、ぼくはその先生が一番好きでした。

この作文には、その他に、小学生のころに父親が亡くなり、母親が大変苦労したことが記されている。そして、小学生でありながら、著者は、新聞配達をして家計を助けていた。しかし、小学校高学年になるころには、非行に走り次第にエスカレートする様子が描かれていた。『九条思潮』には、その他にも子どもの頃の貧困、非行からの更生といった自分自身を振り返る作文が綴られている<sup>11)</sup>。そしてそれらの青年の更生の一つの手段が、運動団体「前進会」での活動だったのである(東九条地域生活と人権を守る会、1982年、p.7)。

東九条の在日コリアンの子どもの状況は、中学校の教師によっても報告されている。東九条の中学校教師の報告によると、中学2年の長期欠席9名のうち7名が在日コリアンであり、その中の2名の生徒は、家計を助けるために昼間働いていたという(河合、1962年、p.87)。河合は次のように述べている(河合、1962年、pp.87-88)。

私たち欠席生徒の報告は"嫌学""親の無理解""貧困"等でかたづけてしまうところであるが、これ等の朝鮮の子供が学校にいかない生活の背景には、深い差別の根がある。朝鮮の親たちは、子供に勉強をさせたいという欲はとても強い。(中略)けれどもその日その日が食べていくのが精一杯の生活は子供の事を見ることができない。(中略)差別の根を掘り起し、朝鮮人生徒としての自覚が生れてこなければ、学校にきても、机の前で辛抱しているだけで又もとの状態になってしまうだろう。

これは、1960年代の東九条で暮らす在日コリアンの中学生の様子を語った教師の言葉である。河合が述べた通り、不就学の背景には貧困によって中学生でありながらも働かざるを得ないという状況があった。河合は、不就学や非行が子どもの問題、あるいは家庭の教育の問題ではなく、民族差別によるものであると考えていたのである。ここでは、在日コリアンであることによって社会的に不利な立場に置かれるというネガティブな意識を克服し、自尊感情を抱くことなしに、積極的に学習に取り組むことはないことも主張されている。

先に引用した内容からもわかるように、在日コリアンの子ども自身は「その先生が一番好き」と言い、保護者は「教育を受けさせたい」と考えている。このように彼らには学校や教師に対する高い期待がある。しかし、在日コリアン集住地域の抱える問題、彼らに対する偏見、貧困という問題が混在した状況の中で、在日コリアンは就学に専念できる状況ではなかったのである。ところが、「試案」策定の前まで、こうした在日コリアンの非行、不就学、低学力といった問題は、民族差別と関連付けて当時の学校では取り組まれることはなかった。民族差別の観点から、在日コリアンの問題に取り組まれたのは、「試案」策定以降のことである。

## 4. 「外国人教育の基本方針(試案)」(1981年)の検討

「試案」において注目すべきであるのは、「外国人児童・生徒の問題行動も補導一般として性格 づけ、民族差別の観点からする指導となっていない傾向が強い」ことが指摘されたことである(外 国人教育研究推進委員会、1981年、p.2)。そのことが公的に認められたのは、韓国学園を支持する市民運動団体が行ってきた教育委員会との交渉の成果である。「試案」において、非行や不就学の原因が民族差別にあり、民族差別の解決に取り組むことが、在日コリアンの子どもたちが抱える問題を解決することにつながることが認められたことは重要な進展である。本章では、市民運動を背景に作成された「試案」の内容について検討する。

「試案」は、「はじめに」、1「目的」、2「内容」、3「指導上の留意点」、4「教育体制」で構成されている。「はじめに」では、1979年に京都市教育委員会の中に設置された外国人教育研究推進委員会が行った調査を踏まえ、市内の在日コリアンの子どもの以下の四つの問題点が明らかにされた(外国人教育研究推進委員会、1981年、p.1)。それは、(1)長欠率、問題行動率は中学生で高くなり、日本の生徒の2、3倍であること、(2)学習成績は上薄下厚の分布を示し、高校進学率は84.9%であること(市全体平均92.6%)、(3)小・中学校合わせて要保護率は、13.4%(全市の4.5倍)であり、準要保護率は8.9%(全市の1.4倍)であること、(4)利害対立や感情的もつれが生じたとき、在日コリアンの児童・生徒に対する日本人生徒の賤視・蔑視の言動があること、(4)本名(母国音)を名乗るものは小学生の0.5%であり、日本語読みでも2.4%という状況についてである。

以上の4つの問題を解決するためには、在日コリアンの子どもたちを支援し、在日コリアンとしての自尊感情を育てる取り組みを行うべきであることは言うまでもない。それに加えて、「試案」においては、外国人教育が「単に外国人児童・生徒のみを対象とするものではなく、日本人児童・生徒をも対象とする」と記された。ここからは、外国人教育が、異なる人々を承認することのできる日本人のための教育でもあることがわかる。

それでは、以上の問題に取り組むためにどのような目的・目標と内容を設定したのか「試案」の内容を表 1 「京都市『外国人教育の基本方針(試案)』(1981年)の目的・目標と内容」にまとめた。「試案」における外国人教育の目的は、在日コリアンに対する差別をなくすことである。目標は、在日コリアンが民族意識を養うこと、そして彼らを承認する日本人の育成であることがわかる。「試案」の内容は、「外国人生徒」、「日本人生徒」、「保護者」の三つに分類して記されている。その内容は、以下の三つに整理することができる。(1)日本と韓国・朝鮮の関係から歴史と韓国・朝鮮の文化を学ぶこと、(2)日本社会に存在する差別に気づき、差別を排除するための知識・技術を育てること、(3)互いの主体性を尊重し、それぞれが将来の展望をもち課題解決に取り組むことのできる能力を育てることである。

以上の3点からは、在日コリアンの子どもが在籍する学級において、どのような教育内容を構成し、どのように学級づくりを行ったら良いのかその目標がみえてくる。(1) は、教科に関する内容であり、社会、国語、音楽、図工など様々な教科のなかに、韓国・朝鮮の歴史や文化を取り入れた学習内容を構成することである。(2) は、主に道徳や学級活動の中で取り組むことができる。例えば、なぜ、在日コリアンが本名を名乗れないのかといったことをめぐる話し合いは、道徳や学級活動の中で行うことができる「2」。(3) は、学級経営に関わる課題である。(3) の中には、「主体性」という言葉がある。主体性は、アイデンティティという言葉と同義として捉えることができる。つまり、どのような場面においても、そして時が経ち環境が変化しても、揺るがない自分を維持できることである(Johnson & Johnson, 2002, p.29)。言い換えれば、在日コリアンである自分を隠すことや、うしろめたさを感じることなく生きていくことである。そのためには、在日コリアンであることについて承認を得ることが必要である。在日コリアンとして承認されることは、彼らの自

尊感情となる。このことが、在日コリアンとしてのアイデンティティ形成には必要なのである。(Johnson & Johnson, 2002, p.29)。こうした目的が明らかにされることを通して、「試案」では、お互いを承認し合える日本人と在日コリアンとの関係を築くことが必要となり、そのための活動や教育内容を構想し、実践することが教師に求められたのである。

## 表1 京都市「外国人教育の基本方針(試案)」(1981年)の目的・目標と内容

【目的】外国人教育は、今日、日本の社会に存在する在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすことを 目指す教育である。

#### 【目標】

- (1) 外国人児童・生徒の民族的自覚の基礎を養う。
- (2) 日本人児童・生徒の民族的偏見を除去し、国際協調の精神を養う。

#### 【内容】

- 1) 外国人児童・生徒に対する内容
  - (1) 在日韓国・朝鮮人の民族としての歴史的社会的立場を認識させる。
  - (2) 自らの力で進路を切り拓き、課題を解決していく能力と態度を養う。
- 2) すべての児童生徒に対する内容
  - (1) 日本と朝鮮の歴史的な関係及び今日的課題について学習させ、文化的交流の深さの認識とともに、民族差別の歴史的社会的背景に対する科学的理解を深める。
  - (2) 日本の社会に存在する民族差別の実態に着目させ、差別をなくしていく態度を育てる。
  - (3) 広い視野から、他民族の伝統・文化の主体性を尊重し、人間の尊厳と平等を希求する態度を育てる。 特に、外国人児童・生徒と日本人児童・生徒が、相互の主体性を尊重し、高め合う態度を育てる。
- 3) 保護者に対する内容
  - (1) 民族差別の不当性と社会の中からすべての差別をなくすることに関しての認識を深める。
    - \*外国人教育研究推進委員会(1981)「外国人教育の基本方針(試案)」pp. 3-5をもとに作成した。

## 5.「京都市立学校外国人教育方針—主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について」(1992年)の内容の検討

本章では、第一に、1981年の「試案」が明らかにされてから、1992年3月に京都市教育委員会が「外国人教育方針」を策定するまでの外国人教育の成果について考察する。第二に、「試案」以降の成果と課題に基づき作成された「外国人教育方針」の目標と内容を検討する。

1978年、「試案」の作成に向けて、京都市教育委員会の中に設置された外国人教育研究推進委員会は、在日コリアンの子どもたちに関する調査を行った。続いて、1990年には、「外国人教育方針」の作成に向けて、1979年の調査項目と対応させ在日コリアンの子どもを対象とした実態調査を実施した。以上の調査について外教研・調査資料委員会は、『京都市立小学校における「外国人教育」この10年の状況—1979年~1990年の調査を基に』において、1978年と1990年に行われた調査を比較し、「試案」以降の外国人教育の成果を考察した。

調査項目の大きな柱は、1「児童について」、2「学校の取り組みについて」、3「保護者について」である。外教研・調査資料委員会の報告書を概観すると、「試案」策定後の大きな成果は、1「学校の取り組みについて」の調査の(1)「学校としての外国人教育の取り組み」の①「公務分掌の位置付け」である。1978年には、外国人教育に関する公務分掌の位置付けが9.0%であったのが1990年には100%となっている。そして②「いつから」公務分掌が校内で位置付けられた

のかについては、「試案」が明らかになった翌年の1982年(199校中42校)が最も多く、次に1983年(199校中31校)である。そして、④「取り組みの内容」では、「絵本(民話)や文化物を紹介する」、「学芸会で朝鮮の歌を演奏する」、「教科・道徳で素地指導を行う」、「6年社会外国人教育に関わる単元の指導」の中で外国人教育が行われるようになったことが報告された。

以上のような進展が明らかにされた一方で、在日コリアンの子どもたちをめぐる教育において改善されてこなかった問題があることも指摘された<sup>13)</sup>。それは以下の3点である。第一は、長欠率、問題行動の数は減少したものの日本人の子どもと比較すると在日コリアンの子どもの方が上回っていることである。第二は、在日コリアンの高校進学率は、89.7%であり全市の平均95.3%より下回っていることである。第三は、本名を韓国語の発音で用いる子どもの数はわずか2.2%にすぎないことである。

第一の長欠率、問題行動、第二の進学率は、「試案」においても問題として指摘され、改善点とされていた。しかし、これらの2点に関しては、「試案」以降の10年間の取り組みにおける進展は見られなかった。第三に、本名の使用については、1978年の調査では0.5%であったが、1990年には2.8%に増加した。日本語の発音で本名を用いる子どもの数は、1978年には2.2%であったのが6.8%となった。双方を合計すると、9.6%の在日コリアンの子どもが本名を用いるようになったのである。しかし、1978年の調査(0.5%)よりは増えたものの、その数は依然として少ない。本名を名乗ることによって不利益を被る、あるいはいじめられる不安が背景にあるのであれば、そのことを改めることが必要である。

このように継続する在日コリアンを巡る問題を踏まえ、1992年に「外国人教育方針」は作成された。その内容は、表2「『京都市立学校外国人教育方針』(1992年)の目標と内容」としてまとめた。「試案」との相違点は、次の4点にまとめることができる。第一は、「試案」に記されてきた目的がなくなり、目標が二つから三つになったことである。新しく設定された目標の中では、「すべての児童・生徒」という言葉が用いられた。外国人教育は、外国人の中でも主に在日コリアンの差別をめぐる問題の解決をめざして始まった。しかし、1992年の「外国人教育方針」においては、在日コリアンと日本人の子どもの異なる民族や国籍の人々を尊重することのできる知識や技能を育成する公立学校に通うすべての子どものための教育であることが明記された。

「試案」と「外国人教育方針」の相違点の二つ目は、「国際協調」、「国際的な広い視野」というように、国際的なコミュニケーション能力の資質について強調していることである。本来、外国人教育は、地域やクラスの中の外国にルーツのある子ども、特に、在日コリアンの子どもに対する差別をめぐって登場した。そのことは、「試案」策定の背景からも明らかである。それに加え、「外国人教育方針」では、外国人教育が様々な文化を持つ人々との良好な関係を築くことのできる国際的な知識と技能を習得するためにも意味があることが示された。

第三の相違点は、外国人教育の内容が具体的に記されたことである。その内容は、韓国・朝鮮の独自の歴史、そして近現代史における近隣アジアと日本との関係からの歴史といった6年社会に関連する学習と、韓国・朝鮮の文化・芸術の学習である。このように、韓国・朝鮮をめぐる歴史、文化、芸術を教育課程全体に外国人教育として取り入れることを「外国人教育方針」に明記したことは重要な進展である。

第四の相違点は、「主体性」あるいは「主体的に」という言葉が4か所で用いられており、この言葉が重要視されるようになったことである。前章において、「主体性」が揺らぐことのない安定した自己を意味するアイデンティティとして捉えると論じた。そしてそういった安定したアイデン

ティティ形成には、他者からの承認を通して自尊感情を育てることが必要である。在日コリアンと しての自分であり続けるために、彼らが承認を得る学級づくりや教育内容を構成することがより強 調されるに至った。

#### 表 2 「京都市立学校外国人教育方針」(1992年)の目標と内容

#### 【目標】

- (1) すべての児童・生徒に、民族や国籍の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養う。
- (2) 日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭する。
- (3) 在日韓国・朝鮮人児童・生徒の学力向上を図り、進路展望を高め、民族的自覚の基礎を培う。

#### 【内容】

- (1) 人権に関わる学習を中心に、人間の尊重についての考え方を深めさせるとともに、国際的な広い視野から、他の民族や国の文化や伝統を尊重することの大切さについての学習を通して、その違いと主体性を認め、互いに尊重し合い、共に生きることが大切であることを認識させる。
- (2) 日本とアジアの近隣諸国との近現代史を正しく理解させ、明治以降太平洋戦争に至る日本の侵略がこれらの国々に多大の損害を与えたことを踏まえ、今日の日本がこれらの諸国との友好親善を一層進めることが大切であることを認識させる。
- (3) 日本が行った植民地政策等の歴史的事実について学習させるとともに、固有の文化をもち独自の発展を遂げた朝鮮の歴史と、古くから日本と政治、経済、文化等の面で深い交流があった朝鮮の歴史が日本の歴史に大きな影響を与えたことを学習させ、日本との歴史的な関係について正しく認識させる。
- (4) 日本の社会に存在する在日韓国・朝鮮人に対する民族差別の実態に着目させ、民族的偏見や差別は 人権尊重の立場から許されないことを認識させて、在日韓国・朝鮮人児童・生徒と日本人児童・生 徒が相互の主体性を尊重し、高め合い、共に生きる態度を育てる。
- (5) 各教科、特別活動等において、朝鮮の文化・芸術、生活等に触れる学習の機会を計画的に設け、豊かな朝鮮文化について正しく認識させる。
- (6) 民族学校等の児童・生徒や在日するその他の外国人との交友の機会を拡充し、相互理解を深めさせる。
- (7) 在日韓国・朝鮮人児童・生徒には、教育活動全体を通じて指導の焦点化を図る中で、
  - ①基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、自己実現を図るために主体的に課題を解決していく能力と 態度を育てる。
  - ②日朝関係史や朝鮮文化の学習を通して、民族の歴史や文化の価値について認識を深め、民族としての自覚と誇りを高める。
- (8) 民族差別の不当性と社会の中からすべての差別をなくすことに関し、保護者の認識を深める。
  - \*京都市教育委員会「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について」平成4年3月、p.6をもとに作成した。

#### 6. おわりに

本論では、京都市において展開された韓国学園建設・移転を支持した市民運動団体の活動と、 それに伴って策定された「試案」及び、「外国人教育方針」を通して、外国人教育の概念について 検討した。

京都市の公立学校における外国人教育の「試案」策定は、1970年代、韓国学園建設・移転を反対する地域住民に対して、学園を支援する側の市民運動団体によって導かれた。市民運動団体の中でも「在日韓国・朝鮮人児童生徒の教育を考える会」に参加した教師は、蔑視、貧困、不就学、非行といった在日コリアンの子どもたちが学校で抱えている問題を明らかにしていった。これらの教育問題を改善するために、「連絡会議」は、1977年より教育委員会との交渉を開始した。その

成果として、1981年に誕生したのが「試案」である。このように韓国学園をめぐる運動は、公立 学校における外国人教育をスタートさせる重要な契機となったのである。

こうして明らかにされた「試案」と、「試案」策定後の成果と課題を踏まえて作成された「外国 人教育方針」における外国人教育の概念は、次の四つにまとめることができる。(1) 外国人教育が、 在日コリアンに対する差別をなくすことを目指す教育だということである。具体的には、在日コリ アンの子どもの学力の向上、進学率を高め、自分自身の将来を主体的に選択することのできる力 を育てることである。(2) 外国人教育が在日コリアン、日本人の双方の子どもが相互の主体性を 尊重することを目的としていることである。特に、「外国人教育方針」の中では、「主体性」が強調 された。これは、アイデンティティと同義の言葉として捉えることができる。京都市の外教研の研 究集会では、「本名を呼び名乗れる教室」というテーマに基づいてこれまで行われてきた宀。本名 を名乗ることにためらうことのないように在日コリアンを認め、それによって在日コリアンの子ど もたちが自分自身を承認できることが外国人教育の究極的な目的である。(3)教育内容は、韓国・ 朝鮮の文化、歴史(特に、近現代史)、芸術である。これらを各教科、特別活動の教育課程に取り 入れることである。これらの内容は、外国人教育としての特別な授業を行うのではなく、社会で近 現代史の学習において在日コリアンの歴史を学ぶことや、日本の民話を学ぶ時に韓国・朝鮮の民 話を盛り込んで教育内容を構成することで実践することができる。(4)「国際協調に向けた姿勢を 育てる」は、特に日本人の子どもが外国にルーツのある人たちと出会ったとき、協働できる知識と 技能のことであると考えられる。この能力は、在日コリアンに限らず、日本国内、あるいは外国の 様々な国の人々との関わることのできる知識と技能である。外国人教育は、在日コリアンに対する 差別排除だけではなく、様々な国の人々といかに良好な関係を築くことができるのかを学ぶことの できるものでもある。このことは、特に日本人の子どもが外国人教育としての学習に参加すること の意義として示されている。

今日、外国人教育は、1990年代以降増加したニューカマーの子どもたちもその対象とする傾向にある。京都市は、ニューカマーの子どもたちについて2009年3月に提出された「外国人教育の充実に向けた取組の推進について(通知)」の中に明記された<sup>15)</sup>。これまでの、在日コリアンの子どもに対する差別をなくために蓄積されてきた実践をさらに発展させ、ニューカマーの子どもたちを含めた教育の在り方を探ることは重要である。在日コリアンを対象として始まった外国人教育を多様な国にルーツのある人々との共生を目的とした実践にどのように展開させて行ったらよいのか、その取り組みは今後の課題である。

注

- 1) 例えば、2014年2月11日 (火)「第46回兵庫県在日外国人高校生交流会-大阪コリアタウンフィールドワーク」が兵庫県高等学校朝鮮文化・多文化研究部(会)連絡会、兵庫県在日外国人教育研究協議会の主催で行われた。
- 2) 京都市立陶化小学校では1981年から3年間にわたって外国人教育のカリキュラム開発と実践・研究を行った。研究主題は「外国人教育を通して認め合い、自らを高める子に」である。
- 3) 陶化小学校の元教諭で京都市外国人教育研究会のメンバーである小栗栖直樹へのインタビュー、2012 年1月12日(土)京都市。
- 4) 大阪市教育委員会(2001)『在日外国人教育基本方針一多文化共生の教育をめざして』。
- 5) 前掲書
- 6)学校法人京都国際学園「学園のあゆみ」http://www.kyoto-kokusai.jp/info/ayumi/ (2014年3月

15日閲覧)

- 7) 小笠原亮一「京都『考える会』の歩み」pp.30-35。(小栗栖直樹所蔵資料)
- 8) 前掲書。
- 9) 2009年「京都・東九条 CAN (Community Action Network) フォーラム」が設立した。その目的は、「東九条の歴史、現状から根本的に問題を見直し、住民・市民運動と行政が共に手を携え(中略)未来に希望の持てる『多文化共生のまちづくり!』をめざし」設立された。朴実「京都・東九条 CANフォーラム設立趣旨文(案)」2009年4月2日。

また東九条には東九条マダンという在日コリアンの文化を中心とした祭りが毎年11月に開催され、地域内外から約4000人の来場がある。東九条マダンについては以下で論じた。

磯田三津子 (2009)「京都・東九条マダンにみる多文化共生一在日コリアンの音楽による多文化教育の実践に向けて」『国際理解教育』Vol.15、日本国際理解教育学会、pp.44-59。

磯田三津子(2013)「京都・東九条マダンにおける韓国伝統音楽―在日コリアンの祭りが創造する伝統芸能の新たな意味」『民俗音楽研究』38号、日本民俗音楽学会、pp.1-10。

- 10) 労働運動研究会編『九条思潮(二)』pp.4-5。
- 11) 前掲書には、「前進会」メンバーのうち7名の子どもの頃に関する作文が掲載されている。
- 12) 例えば、京都市立陶化小学校の学級活動では「本名を大切にしよう」というテーマの実践が学級活動で行われていた。この実践では日本人の子どもが韓国・朝鮮の名前を知ることを重要な目的の一つとして位置付けている。(小栗栖直樹氏所蔵資料)
- 13) 京都市教育委員会『京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について』平成4年3月、p.2。
- 14) 2000年度から2005年度の京都市外国人教育研究会の研修会では、「本名を呼び名乗ることのできる学級・学校づくりを進めよう」をテーマとしている。
- 15)「外国人教育の充実に向けた取組の推進について(通知)」京都市教育委員会教育長、平成21年3月。

#### 引用・参考文献

- 外教研・調査資料委員会 (1993) 『京都市立小学校における「外国人教育」この10年の状況―1979年~ 1990年の調査を基に』。
- 外国人教育研究グループ (2000)『平成11年度 (2000年度) 京都市教育研究グループ奨励事業「外国人教育」外国人教育の具体的展開―民族や国籍の違いを認め、共に生きる意識を育てる』。
- 外国人教育研究推進委員会(1981)『外国人教育の基本方針』。
- 河合俊治(1962)「民族教育の視点―京都市陶化中学校の実践」『部落』155号、部落問題研究所出版部、pp.87-91。
- 京都市小学校外国人教育研究会(2000)『1998年「外国人教育についての調査」の概要『外国人教育』 のこの20年-1979年~1998年の調査を基に』。
- 高敬一 (2004) 「二度の挫折と二三年の〈民族差別に耐えた歳月〉 京都韓国学園本多山校舎建設に至るまで」『季刊Sai』Spring、Vol.50、pp.18-21。
- 小林牧子 (1975) 「調査レポート 京都韓国学園建設紛争の実相」『現代の眼』16 (6)、現代評論社、pp.194-203。
- 崔忠植(1987)「地域に根差した保育園の20年」『共に生きる喜び一地域に根差した保育園の20年』希望の家カトリック保育園、pp.15-17。
- 鄭早苗、金英達、藤井幸之助、朴一、仲原良二編『全国自治体在日外国人教育方針・指針』明石書店、 1995年。
- 特定非営利活動(NPO)法人東九条まちづくりサポートセンター(まめもやし)(2008)『東九条を知るために一東九条地域の概要と歴史』。

- 友常勉 (2012)『戦後部落解放運動史―永続革命の行方』河出書房新社。
- 仲尾宏 (2010)「京都国際学園」国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編集委員会編、朴一代表『在日コリアン辞典』、明石書店、p.117。
- 中島智子(1981)「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格―京都を中心として」『京都大学教育学 部紀要』27号、京都大学教育学部、pp.117-127。
- 方政雄(2012)「外国人児童生徒教育」『現代国際理解教育事典』日本国際理解教育学会編著、明石書店、p.229。
- 東九条地域生活と人権を守る会(1982)「第二章 東九条運動史」『東九条地域生活と人権を守る会基調』 東九条生活と人権を守る会、pp.5-10。
- 松下佳弘 (2004)「京都市における在日韓国・朝鮮人教育の成立までの経過―1981年『外国人教育の基本 方針 (試案)』策定の前史として」『世界人権問題研究センター 研究紀要』第9号、pp.115-136。
- 松下佳弘(2007)「京都市における『外国人教育』の経過と現在の課題」『資料集 第28回全国在日外国 人教育研究集会 京都大会』全国在日外国人教育研究協議会、pp.46-49。
- 松下佳弘 (2008)「京都における朝鮮人学校閉鎖期 (1948~1950) の状況―府・市による閉鎖措置と公立学校への転換の視点から」『世界人権問題研究センター 研究紀要』第13号、pp.265-298。
- Johnson, D. W. and Johnson, R. T. (2002). *Multicultural Education Human Relations: Valuing Diversity*. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.

(2014年3月31日提出) (2014年4月18日受理)

# The Concept of the Education of Foreign Children in Kyoto City Public Schools:

The Citizens' Campaign in 1970's and the Content of the Policy for Education of Foreign Children

#### ISODA, Mitsuko

Faculty of Education, Saitama University

#### **Abstract**

The aim of this paper is to clarify a concept of the education of foreign children by means of analyzing both The Basic Policy of Education of Foreign Children (afterward Basic Policy of Education <1981>) which was decided as draft plan in 1981, and The Policy of Education of Foreign Children Education in Kyoto City Public School (afterward Policy of Education <1992>) from 1992. Also, in order to discuss the goals of Education of Foreign Children, I examined the citizens' campaign in the 1970's which was in opposition to discrimination against Zainichi Koreans. This campaign is important because it let to the creation of the Basic Policy (1981).

The citizen campaign had been started from 1960's when the Educational Institution of Koreans (EIK) tried to relocate and embarked on a project to build a new school. However, EIK was opposed to moving to another community by local residents. People organized some active groups in order to support EIK. These groups not only helped EIK but also shed light on serious problems facing Zainichi Korean children — poverty, discrimination, nonattendance at school, delinquent behavior — and brought up these issued with a board of education in Kyoto City. As the result of these citizens' campaigns, the Basic Policy (1981) was made and released. At the same time, the board of education in Kyoto City accepted the responsibility to care for Zainichi Korean children in public schools.

The following four points result from analyzing both the Basic Policy (1981) and the Policy of Education (1992); (1) the critical goal of Education of Foreign Children to reduce discriminations against Zainichi Koreans and both Japanese and Zainichi Korean children acknowledge each identity, (2) the contents of lessons are culture and arts of Korea and Zainichi Korean history in the modern era, (3) the policy placed stress on developing the knowledge and skill of children for harmony between nations.

**Key Words**: Education of Foreign Children, the Policy for Education of Foreign Children, Kyoto City Public School, Zainichi Koreans